

第四次北九州市高齢者支援計画分 広域型特別養護老人ホーム新設の公募選定結果

事業者名	社会福祉法人 千里会		選 定 (順位 2 位)		
代表者名	理事長 田園 直樹				
設置場所	小倉北区東篠崎三丁目				
評価結果	評価項目		配点	評価	得点
	基本方針・ 運営方針に 関するもの	法人の経営理念	3.0	C	1.8
		施設の基本方針	3.0	C	1.8
		地域福祉の核となる取組み	3.0	C	1.8
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	C	1.8
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	C	1.8
		サービスの質の向上策	3.0	C	1.8
		人材の確保と定着	3.0	D	1.2
		職員の育成、職場環境	3.0	C	1.8
		低所得者に対する配慮	3.0	C	1.8
		利用者の尊厳の保持	3.0	C	1.8
		苦情解決の仕組み	3.0	C	1.8
		事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	C	1.8
		衛生管理等の対策	3.0	C	1.8
		非常災害対策	3.0	B	2.4
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	C	1.8
		個人情報保護対策	3.0	C	1.8
		地域との連携	3.0	C	1.8
		地域住民への生活支援	3.0	C	1.8
		認知症高齢者ケア	3.0	C	1.8
		医療と介護の連携	3.0	C	1.8
	環境への配慮	2.0	C	1.2	
	施設面での特徴	4.0	C	2.4	
	その他創意工夫や取組みの特徴	3.0	C	1.8	
	小 計		69.0	—	41.4
	立地面・設置 場所等に関 するもの	立地面での特徴	10.0	C	6.0
		設置場所	3.0	B	2.4
		事業計画の具体性・実現性と継続性	18.0	C	10.8
小 計		31.0	—	19.2	
加点前の評価点		100.0	—	60.6	
看護小規模多機能型居宅介護の整備による加点		5.0	有	5.0	
総 合 点		105.0	—	65.6	

評価レベル	乗率	
A	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
B	80%	優れている(十分な能力を有している)
C	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

事業者名	社会福祉法人 千里会
選定理由	<p>〔総評〕</p> <p>今回の提案については、ほとんどの評価項目において標準的なレベルを満たしており、全体として一定の評価ができる内容となっている。</p> <p>また、ヒアリングにおいて、歯科医等と連携した口腔ケアやリハビリなどの利用者へのサービス提供や、過去の事故内容の分析に基づく事故防止対策など、既存施設の運営実績を踏まえた取組みについて説明がなされ、提案内容の実現性を有していることが確認された。</p> <p>主な項目についての評価は以下のとおりである。</p> <p>〔項目ごとの評価〕</p> <p>○「非常災害対策」では、災害種別ごとに避難訓練を実施することや、年4回の救命講習を開催することなど、非常災害に備えた具体的な取組みが提案されており、評価できる。</p> <p>○「設置場所」では、近隣にある同種の施設と一定の距離があり、住み慣れた地域に近い場所に概ねバランスよく配置されることとなるため、評価できる。</p> <p>○「人材の確保と定着」では、人材確保について具体的な取組みや方策等が提案されていなかったため、ヒアリングにおいて一定の説明はなされたものの、マイナス評価となった。</p>
付帯条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定員83名の特別養護老人ホームとして開設をすること。 ○ 選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ、入札・工事には着手できないこと。 ○ 広域型特別養護老人ホームの適切な運営において、施設長及び介護部門を統括する責任者の役割・責務は重要であることから、施設運営に関する知識等を一層深めるため、研修や勉強会へ積極的に参加するとともに、市が指定する施設にて実地研修を受けること。実地研修を受けない場合は、選定を取消すことがある。 ○ 施設長は、提案の内容を実現していくためのキーパーソンであるため、提案内容を実現するまでの期間は、公募選定時の施設長予定者が施設長を継続すること。 ○ 社会福祉法人の適切な運営において、理事長の役割・責務は重要であることから、法人運営に関する知識等を一層深めるため、研修や勉強会へ積極的に参加すること。 ○ 社会福祉法の改正に伴い、その内容を踏まえ、社会福祉法人として適切な運営を行うこと。具体的には、以下について特に取り組んでいくこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 役員、理事会、評議員会の権限及び責任に係る規定の整備や、評議員会の必置など、経営組織のガバナンスの強化に関すること。 (2) 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準の公表に係る規定の整備など、事業運営の透明性の向上に関すること。 (3) 適切かつ公正な支出管理の確保、いわゆる内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資など、財務規律の強化に関すること。 (4) 社会福祉法人以外の主体では困難な福祉ニーズへの対応など、地域における公益的な取組みの実施に関すること。 ○ 社会福祉法人の役員及び評議員は、社会福祉制度改革の施行に備え、社会福祉法の主旨に沿った構成となるよう見直すこと。 ○ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度を積極的に活用するなど、低所得者への配慮を十分に行うこと。 ○ 特別養護老人ホームの運営を適切に行っていくため、開設までの期間に必要な人

材を確保すること。また、開設後においても、運営に支障が生じないよう人材の育成や職員の処遇向上などに努めること。

- 利用者へのサービスの質の向上のために、職員が安心して働き続けることができるよう、処遇の向上に努めること。
- ユニットケアの理念に基づき、入居者の生活が入居前の居宅における生活と連続したものとなるよう支援するとともに、入居前の個性を尊重し、ゆとりある暮らし・生きがいを感じられる暮らしを実現できるよう努めること。
- 社会福祉法や介護保険法に基づく指導監査及び実地指導等において指摘を受けている事項については、速やかに改善をするとともに、所管部署へ改善の報告を行うこと。また、今後も運営を適切に行うよう、事務部門をはじめ、組織体制の強化に向けて最大限の努力をすること。
- 指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。
- 指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように努めること。
- 開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。
- 介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすとともに、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。
- 併設事業である看護小規模多機能型居宅介護事業所について、以下の内容を踏まえて開設及び運営に取り組むこと。
 - (1) 必ず特別養護老人ホームと同時に開設をすること。
 - (2) 少なくとも10年間は運営を継続すること。
 - (3) 経理・会計について、特別養護老人ホームと明確に区分し、他の事業に流用しないこと。
- 提案の早期実現に向け、ユニット型施設としての十分な組織体制を整えるとともに、開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。

◎ 公募及び審査結果についてお尋ねがありましたら、下記までお問合せ下さい。

保健福祉局 介護保険課 施設サービス係（担当：西島、加治）

TEL 093-582-2771 FAX 093-582-2095 ※来庁される場合は、必ず事前のご連絡をお願いします。

北九州市ホームページアドレス <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>